

今こそ補償基金制度の確立を！

九州建設アスベスト訴訟を支える会ニュース NO.19

2017年10月24日

建設アスベスト神奈川2陣横浜地裁判決

国と企業の責任も認める画期的判決

今日の横浜地裁の判決で、国に対して6度目の連続勝訴、加えて企業の責任についても限定的ではあるものの、被告企業2社に対して賠償を命じる京都地裁判決に続く画期的判決が言い渡されました。国に対しては総額約2億6000万円、建材メーカーである被告ニチアスに対しては合計約1800万円、被告ノザワに対しては合計約9000万円の支払を命じる判決を言い渡した。

当日、福岡県建設労働組合会館大会議室で判決連帯集会を開催。現地、横浜地裁前には、福岡県建設労働組合の矢野書記次長、原告の石原律子さん、石橋ウメ子さん、2陣原告予定者の丸山清子さんの4人が参加。矢野書記次長によるフェイスブックのライブ配信をプロジェクターで映写して現地の集会の様相も共有しながらの集会でした。

第一報を受けて参加者全員で万歳三唱もおこないました。

国の責任

防塵マスクの直用義務付けの遅れの違法の期間

昭和51年年1月から平成7年3月31日まで

警告表示の義務付の遅れについては平成18年8月31日まで

これまでの国に対する勝訴判決と同様、国の違法については「マスクの着用義務付けの遅れ」としました。泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決において示された、労働者の生命や健康を保護するための労働関係法令に基づく規制権限は「適時かつ適切に」行使されなくてはならないとの判示で国の責任を明確に認めました。石綿建材に対する国による警告表示の義務付については、



マスクの着用義務付の期間よりも後ろに長くとらえられたことが、今後の被害者の救済の道を広げるものとなっています。

一人親方・事業主に対する責任については賠償認めず

一人親方や事業主については、従来の判決と同じく、労働者ではない者に国の責任は及ばない立場を示しました。ただ「労働者」に該当するか否かは、労務提供の形態（指揮監督下の労働といえるか否か）、報酬の労務対償性等を総合考慮して、個別に判断することとなるとなりましたが、個別具体的な検討をおこなった結果として労働者性が認められた者はいませんでした。

被告建材メーカーのうち「ニチアス」と「ノザワ」に賠償命じる

判決では、建材メーカーは、当時の新聞報道、建築現場への訪問や取引先であるゼネコン等との協議・情報交換により、遅くとも1974年（昭和49年）ころには、建築現場における粉じん発生状況や、呼吸用保護具の着用等の粉じん暴露防止措置が十分にとられていない状況を認識し得たとして、遅くとも1976年1月1日までは、建材メーカーは、石綿の人体に対する危険性を警告する義務があったにもかかわらず、建材メーカーらがかかると警告義務を怠ってきたことを認めました。

ただ、石綿粉じん発生の危険性と石綿関連疾患発症の原因となった可能性などから加害企業を特定できた被害者との関係でのみ「共同不法行為」を認め、「ニチアス」に対しては、原告2名に対し、「ノザワ」に対しては8名に対し賠償を命じました。

国の責任は益々不動に+企業責任の道をさらに開く武器となる判決

建設アスベスト訴訟は、全国6つの地裁に集団訴訟が提起され、2012年12月5日の東京地裁判決以降、5つの地裁で国の責任を断罪する判決が、連続して言い渡されてきました。

今日の判決は、これに続いて6度にわたり、建設作業従事者のアスベスト被害に対する国の加害責任を断罪するものとなり、これによって国の責任を認める司法判断は、不動のものとして確立されたもみのです。

一方、昨年1月29日に言い渡された京都地裁判決は、一定以上のシェアを有する建材メーカーに対し、初めて損害賠償を命じた判決として大きな注目を集めました。この判決は京都地裁判決に続いて、各被災者との関係で、石綿関連疾患発症の原因となった蓋然性（高い可能性）が認められる主要ばく露建材の建材メーカーに対し、損害賠償を命じました。また、その他の建材メーカーらについても、疾病罹患の可能性について認識しながら、適切な警告を怠った責任を明確に認めています。これにより、建材メーカーらの損害賠償責任を認める司法判断の大きな道筋ができたことと評価することができます。

国主導で補償基金制度創設を！！

アスベスト建材の使用を建築基準法で義務付けて普及させ、被害発生の責任が明確となった国は、製造企業に呼びかけて補償基金の創設に踏み出す時です。

今週金曜日の10月27日、神奈川1陣の東京高裁判決が言い渡されますが、ここで国の責任が認められれば7回連続となります。企業についても賠償を命じなかった判決でも、警告表示を行わなかった違法性を認めており「責任がなかった」とは到底言える状況ではなくなっています。

このダブル判決を前後した全国統一の大行動で「原告の命あるうちの解決を！」の旗を高く掲げ、一気に「早期全面解決」を求める世論を作り出しましょう！！

声 明

2017年10月24日

首都圏建設アスベスト訴訟原告団
首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

1 国・建材メーカーらに勝訴

建築現場における作業を通じて石綿粉じん曝露し、中皮腫や肺ガンなどの石綿関連疾患を発症した被災者及びその遺族が、国と石綿含有建材製造企業（以下、「建材メーカー」という。）を訴えていた建設アスベスト訴訟において、横浜地方裁判所第2民事部（大竹優子裁判長）は、2017年10月24日、国に対しては総額約2億6000万円、建材メーカーである被告ニチアスに対しては合計約1800万円、被告ノザワに対しては合計約9000万円の支払を命じる判決を言い渡した。

国の国家賠償法上の損害賠償責任は、既に5つの地裁判決で認められているが、本判決によって、建設アスベスト訴訟が闘われている6地裁全てで、国の責任が認められるところとなった。また、建材メーカーの損害賠償責任は、これまで昨年1月29日に言い渡された京都地裁判決において認められていただけであったが、京都地裁判決に続いて本判決でも建材メーカーらに損害賠償が命じられたことは、全国各地で争われている建設アスベスト訴訟の趨勢に大きな影響を与えるものである。

2 国の責任

(1) 労働関係法令に基づく規制権限不行使の違法性について

判決は、石綿粉じん曝露することで、1958年3月31日頃の時点で、石綿肺を発症することについて、1972年頃の時点で、中皮腫、肺ガン、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水を発症することについて、いずれも医学的知見は確立していたと認定した。そして、1974年頃までには、建築現場における石綿粉じんばく露作業によって、建設作業従事者が石綿関連疾患を発症する危険性を認識できる状況にあったと判断した。

その上で、泉南アスベスト国賠訴訟最高裁判決において示された、労働者の生命や健康を保護するための労働関係法令に基づく規制権限は「適時かつ適切に」行使されなくてはならないとの法理に則り、国の労働関係法令に基づく規制権限の不行使について、以下の点に違法性を認めた。

ア 1976年1月1日の時点で、事業主に対し、その雇用する労働者を石綿含有建材を切断する等の作業に従事させるに際し、労働者に防じんマスクを着用させることを罰則をもって義務付けなかった点。

イ 1976年1月1日の時点で、石綿含有建材への警告表示や建築作業現場における警告表示（掲示）の具体的内容として、石綿粉じんが肺ガンや中皮腫な

どの重篤な疾患を生じさせるものである旨を明示した上で、石綿粉じんを発散させる作業を行う際には、必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けなかった点。

(2) 一人親方・事業主に対する責任について

判決は、労働関係法令に基づく国の規制権限不行使について違法性が認められる場合においても、労働関係法令が保護の対象としているのは労働者のみであるとしたが、「労働者」に該当するか否かは、労務提供の形態（指揮監督下の労働といえるか否か）、報酬の労務対償性等を総合考慮して、個別に判断することとなるとした。そして、原告らのうち、労働者性に争いのある者について、必要な限度で個別具体的な検討をおこなったが、労働者性が認められた者はいなかった。

もともと、判決は、建材メーカーの責任を認めることで、「労働者」に該当しない一人親方等についても救済の道を開いた。これは、本判決の重要な意義である。

(3) 損害賠償額、減額要素

判決は、各被災者に生じた損害に応じて、石綿関連疾患による死亡の場合は2700万円、中皮腫、肺ガン及びびまん性胸膜肥厚の場合は2400万円、石綿肺（管理区分3）で合併症ありの場合は2100万円、石綿肺（管理区分2）で合併症ありの場合は1800万円、良性石綿胸水の場合は1200万円の慰謝料を認めた。

その上で、国の規制権限の行使は二次的、補完的なものであることを理由として、各被災者について認められた慰謝料の額から3分の1に減額し、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事した期間の長さが基準に満たない者や肺ガンに罹患した者の内、喫煙歴を有する者については10%の減額の調整を行い、国に対して支払いを命じる損害賠償額を算出し、判決別紙記載の金額の賠償を国に命じた。

3 建材メーカーらの責任

判決は、建材メーカーらは、当時の新聞報道、建築現場への訪問や取引先であるゼネコン等との協議・情報交換により、遅くとも1974年ころには、建築現場における粉じん発生状況や、呼吸用保護具の着用等の粉じん暴露防止措置が十分に執られていない状況を認識し得たとして、外装・包装等に記載する注意事項の具体的内容を変更することに必要な期間を考慮しても、遅くとも1976年1月1日までには、建材メーカーらには、石綿の人体に対する危険性を警告する義務があったにもかかわらず、建材メーカーらがかかる警告義務を怠ってきたことを認めた。

そして、判決は、建材メーカーらの責任について、結果発生の危険性を有する加害行為が被害者に到達していることの高度の蓋然性が認められるならば、民法719条1項後段の類推適用の成立を認めることができるとした上で、建材の製

造時期や各建材との関係での建築現場での作業内容に照らした石綿粉じん発生の危険性と石綿関連疾患発症の原因となった可能性などから加害企業を特定できた被害者との関係で、建材メーカーらに民法719条1項後段の類推適用による共同不法行為の成立を認め、損害賠償を命じた。

4 本判決の意義と私たちの求めるもの

建設アスベスト訴訟は、全国6つの地裁に集団訴訟が提起され、2012年12月5日の東京地裁判決以降、5つの地裁で国の責任を断罪する判決が、連続して言い渡されてきた。

本判決は、これに続いて6度にわたり、建設作業従事者のアスベスト被害に対する国の加害責任を断罪するものとなり、これによって国の責任を認める司法判断は、不動のものとして確立されたのである。

一方、昨年1月29日に言い渡された京都地裁判決は、一定以上のシェアを有する建材メーカーに対し、初めて損害賠償を命じた判決として大きな注目を集めたが、本判決は京都地裁判決に続いて、各被災者との関係で、石綿関連疾患発症の原因となった蓋然性が認められる主要曝露建材の建材メーカーに対し、損害賠償を命じた。また、その他の建材メーカーらについても、疾病罹患の可能性について認識しながら、適切な警告を怠った責任を明確に認めている。これにより、建材メーカーらの損害賠償責任を認める司法判断の大きな道筋ができたと評価することができる。

したがって、東京地裁判決から数えて6連敗となった国と、京都地裁判決に続いて重大な判断を突きつけられた建材メーカーらは、本判決を真摯に受け止め、今こそ建設アスベスト訴訟の早期全面解決と建設アスベスト被害者補償基金制度の創設を決断すべきである。

以上

平成29年10月24日午後3時 判決言渡 101号法廷

平成26年(ワ)第1898号 首都圏建設アスベスト損害賠償請求神奈川訴訟(第2陣)

裁判長裁判官 大竹優子, 裁判官 上村善一郎, 裁判官 山田慎悟

原告 中川富衛ほか60名, 被告 国ほか43企業

判 決 要 旨

第1 判決主文(訴訟費用の負担, 仮執行宣言に関する部分は省略)

1 (被告国に対する請求について)

(1) 被告国は, 別紙1【認容額等一覧表(被告国関係)】の「原告名」欄記載の各原告に対し, 各原告に係る同一一覧表の「認容額」欄記載の金員及びこれに対する同一一覧表の「遅延損害金起算日」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を(うち, 第2項(1)及び第3項(1)の被告らとそれぞれ重なり合う限度において連帯して)支払え。

(2) 上記(1)の原告らの, 被告国に対するその余の請求をいずれも棄却する。

(3) 上記(1)の原告らを除く原告らの, 被告国に対する請求をいずれも棄却する。

2 (被告ニチアス株式会社に対する請求について)

(1) 被告ニチアス株式会社は, 別紙2【認容額等一覧表(被告ニチアス株式会社関係)】の「原告名」欄記載の各原告に対し, 各原告に係る同一一覧表の「認容額」欄記載の金員及びこれに対する同一一覧表の「遅延損害金起算日」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を(うち, 第1項(1)と重なり合う限度において被告国と連帯して)支払え。

(2) 上記(1)の原告らの, 被告ニチアス株式会社に対するその余の請求をいずれも棄却する。

(3) 上記(1)の原告らを除く原告らの, 被告ニチアス株式会社に対する請求をいずれも棄却する。

3 (被告株式会社ノザワに対する請求について)

(1) 被告株式会社ノザワは, 別紙3【認容額等一覧表(被告株式会社ノザワ関係)】の「原告名」欄記載の各原告に対し, 各原告に係る同一一覧表の「認容額」欄記載の金員及びこれに対する同一一覧表の「遅延損害金起算日」欄記載の日から支払済みまで年5分の割合による金員を(うち, 第1項(1)と重なり合う限度において被告国と連帯して)支払え。

(2) 上記(1)の原告らの, 被告株式会社ノザワに対するその余の請求をいずれも棄却する。

(3) 上記(1)の原告らを除く原告らの, 被告株式会社ノザワに対する請求をいずれも棄却する。

4 (その余の被告らに対する請求について)

原告らの, 第1項, 第2項及び第3項の被告らを除く被告らに対する請求をいずれも棄却する。

第2 事案の要旨

本件は、建築現場において、石綿（アスベスト）を含有する建材から発生する石綿粉じんばく露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと主張する元建築作業従事者又はその相続人らが、①被告国に対して、被告国の公務員が、労働安全衛生法等の労働関係法令に基づき、建築作業従事者を使用する事業者に対する建築現場における呼吸用保護具（防じんマスク）等の使用の義務付け、石綿含有建材を製造・販売する企業に対する石綿含有建材の包装等への警告表示の義務付け、石綿含有建材の製造等の禁止等の規制権限を適時・適切に行使する義務があったのにこれを怠った、建築基準法に基づき石綿含有建材を耐火建材としての指定・認定の対象から除外する義務があったのにこれを怠ったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、総額約16億7500万円（元建築作業従事者（44名）一人当たり3850万円、内訳：慰謝料3500万円、弁護士費用350万円）及び遅延損害金の損害賠償を求めるとともに、②被告企業らに対して、石綿不使用義務や建築作業従事者に石綿含有建材の危険の内容や回避方法等を警告する義務があったのにこれを怠ったと主張して、共同不法行為（民法719条）又は製造物責任法に基づき、上記と同額の損害賠償を求める事案である。

主要な争点は、①被告国の公務員が規制権限を行使しなかったことが国家賠償法上違法か、②一人親方や個人事業主は労働基準法や労働安全衛生法の保護の対象となるか、③被告企業らについて、注意義務違反の有無及び共同不法行為の成否、④損害額等である。

第3 理由の要旨

1 被告国の責任

(1) 石綿関連疾患に関する医学的知見の確立及び被告国の認識

我が国においては、石綿関連疾患のうち、石綿肺については昭和33年3月31日頃、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水については昭和47年頃、それぞれ、石綿粉じんばく露との因果関係に関する医学的知見が確立し、被告国は、その頃、これを認識したと認められる。

(2) 建築現場における石綿粉じんばく露が石綿関連疾患を発症させる危険性に関する被告国の認識可能性

被告国は、昭和47年頃から建築現場における建築作業従事者の石綿粉じんばく露状況に関する調査を開始していれば、遅くとも昭和49年頃には、建築現場において建築作業従事者が多量の石綿含有建材を取り扱うため相当量の石綿粉じんが発生すること、建築現場において建築作業従事者が呼吸用保護具をほとんど使用していない状況にあったことを認識することが可能であり、多量の石綿粉じんばく露する状況にあった建築作業従事者が、十分な粉じん対策を執ることなく、相当長期の間、建築作業に従事した場合、10年ないしそれ以上の期間が経過した後には、多くの建築作業従事者らにおいて、石綿関連疾患を発症する可能性があることを十分に予見し得た。

(3) 被告国の公務員（当時の労働大臣）の規制権限不行使の違法性

労働大臣は、労働安全衛生法の委任に基づく省令改正等の規制権限の行使に必要な期間を考慮しても、遅くとも昭和51年1月1日までは、建築作業従事者による石綿粉じんへのばく露を防止すべく、上記規制権限を行使して、事業者に対し、労働者による呼吸用保護具の使用を義務付けるとともに、労働者による呼吸用保護具の使用を実効あらしめるため、①含有する石綿に起因する粉じんばく露により、生命に危険を及ぼしかねない重篤な石綿関連疾患に罹患する危険がある旨、②当該危険を防止するため、当該建材の取扱いに際しては呼吸用保護具の着用が必要である旨を、石綿含有建材の外装・包装等に表示し、かつ、建築作業場に掲示して、これらを警告することを義務付けるべきであった。それにもかかわらず、労働大臣は、呼吸用保護具の使用の義務付けについては平成7年3月31日まで、警告の義務付けについては平成18年8月31日まで、これを行わなかったから、かかる規制権限の不行使は、許容される限度を逸脱し、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法の適用上違法である。

なお、平成18年8月31日までの間、石綿含有建材の製造等を禁止しなかった点について、被告国の公務員の規制権限の不行使が違法であるとはいえない。原告らが主張するそのほかの労働関係法令、建築基準法等に基づく規制権限の不行使についても違法であるとはいえない。

(4) 一人親方や個人事業主である元建築作業従事者らに関する請求

一人親方や個人事業主である元建築作業従事者らは、労働基準法、労働安全衛生法という労働者には該当しないから、これらの者について、被告国は責任を負わない。

2 被告企業らの責任

(1) 石綿関連疾患に関する医学的知見についての被告企業らの認識

被告企業らは、石綿肺については昭和33年3月31日頃に、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚及び良性石綿胸水については昭和47年頃に、それぞれ石綿粉じんばく露との因果関係に関する医学的知見を認識したと認められる。

(2) 建築作業従事者が石綿関連疾患に罹患する危険性に関する被告企業らの認識可能性

被告企業らは、当時の新聞報道、建築現場への訪問や取引先であるゼネコン等との協議・情報交換により、遅くとも昭和49年頃には、建築現場における粉じん発生状況や、呼吸用保護具の着用等の粉じんばく露防止措置が十分に執られていない状況を認識し得た。

(3) 被告企業らの注意義務違反

被告企業らは、製造・販売する石綿含有建材の外装・包装等に記載する注意事項の具体的内容を変更することに必要な期間を考慮しても、遅くとも昭和51年1月1日までは、建築作業従事者による石綿粉じんへのばく露を防止すべく、同建材の外装・包装等に、①含有する石綿に起因する粉じんへのばく露により、生命に危険を及ぼしかねない重篤な石綿関連疾患に罹患する危険がある旨、②当

該危険を防止するため、当該建材の取扱いに際しては呼吸用保護具の着用が必要である旨を表示して警告する義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

なお、被告企業らが、建材に石綿を使用しない義務を負っていたとはいえない。

(4) 被告企業らの共同不法行為の成否

ア 民法719条1項前段又は同項後段所定の要件は認められないから、これらを直接適用して、被告企業らの共同不法行為の成立を認めることはできない。

イ 特定の被告企業による前記(3)の警告義務違反が、特定の建築作業従事者の石綿関連疾患へのり患という結果を発生させた石綿粉じんへのばく露の蓄積に寄与したと認められる場合には、民法719条1項後段を類推適用して、当該被告企業に損害賠償責任を認めるのが相当である。また、当該被告企業が、自らの行為が他者の行為と相まって、石綿粉じんへのばく露の蓄積を招来し、結果を発生させる可能性があることについて認識し又は認識可能であることが、違法性の要件として必要である。

民法719条1項後段を類推適用するためには、発生した結果に関する損害の賠償を請求する側（原告側）において、当該被告企業の行為が当該結果を発生させる石綿粉じんへのばく露の蓄積に寄与したこと、すなわち、当該被告企業の製造・販売した石綿含有建材に起因する石綿粉じんへのばく露が当該結果を発生させる可能性があること、及び、当該被害者が建築作業に従事した現場で当該被告企業の製造・販売に係る石綿含有建材に含まれる石綿粉じんにばく露したことを是認し得る高度の蓋然性を証明すべきである。

ウ 本件証拠によれば、被告ニチアス株式会社の製造・販売に係る保温材が保温工である者(2人)の、被告株式会社ノザワの製造・販売に係る混和材が左官工である者(3人)及びタイル工である者(5人)の、石綿粉じんへのばく露の蓄積に寄与したと認められ、上記被告企業らは、それぞれの者との関係において責任を負う。

3 損害額等

(1) 基準となる慰謝料額

元建築作業従事者らが石綿関連疾患のり患に伴い負担することとなった、生活全般にわたる精神的・物質的負担、苦痛、不自由等、受領した社会的給付等の事情を考慮して、基準となる慰謝料額を、①良性石綿胸水：1200万円、②石綿肺（管理2）で合併症あり：1800万円、③石綿肺（管理3）で合併症あり：2100万円、④肺がん、中皮腫又はびまん性胸膜肥厚：2400万円、⑤石綿関連疾患にり患し死亡：2700万円とする。

(2) 被告国について

事業者が一次的・基本的な義務である安全配慮義務を負うことを前提とすれば、被告国の規制権限の行使は二次的・補完的なものであることから、基準となる慰謝料額の3分の1を上限とする。

被告国の責任期間（昭和51年1月1日から平成18年3月31日まで）において、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事した期間が、石綿肺及び肺癌については10年、びまん性胸膜肥厚については3年、中皮腫及び良性石綿胸水については1年に、それぞれ満たない場合は、10%を減額する。

肺がんになり患した者のうち、喫煙歴を有する者については、さらに10%を減額する。

(3) 被告ニチアス株式会社、被告株式会社ノザワについて

元建築作業従事者らの事情（石綿粉じんばく露作業への従事期間、当該作業の内容、使用する石綿含有建材の種類が多寡等）、被告企業らが製造・販売した石綿含有建材の性質（含有する石綿の種類、石綿含有率、含有石綿の飛散性の有無・程度等）、同種建材の存否等の諸般の個別事情を考慮し、各原告との関係において、被告ニチアス株式会社又は被告株式会社ノザワが負担する損害賠償の額を算出する。

肺がんになり患した者のうち、喫煙歴を有する者については、さらに10%を減額する。

(4) 被告国、被告企業ニチアス株式会社、被告株式会社ノザワの責任の関係

重なり合う限度で連帯して責任を負担する（不真正連帯債務）。

第4 結論

1 被告国関係

昭和51年1月1日以降、労働者として建築作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患になり患した者（その相続人を含む。）に関する、被告国の公務員（当時の労働大臣）による労働関係法令に基づく規制権限の不行使を理由とする損害賠償請求を一部認容。

認容額は、原告37名の請求について合計約2億6000万円（遅延損害金を除く。）。

2 被告企業関係

昭和51年1月1日以降、建築作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患になり患した者（その相続人を含む。）のうち、被告ニチアス株式会社の製造・販売に係る保温材、又は、被告株式会社ノザワの製造・販売に係る混和材に起因する石綿粉じんにばく露したと認める者に関する、被告ニチアス株式会社又は被告株式会社ノザワの不法行為を理由とする損害賠償請求を一部認容。

認容額は、被告ニチアス株式会社との関係では、原告2名（保温工）の請求について合計約1800万円（遅延損害金を除く。）、被告株式会社ノザワとの関係では、原告8名（左官工及びタイル工）の請求について合計約9000万円（遅延損害金を除く。）。

以上